

『学校保健安全法に基づく児童生徒等の健康診断の実施等に係る対応について』と それに関連する眼科健診について（令和5年度版）

令和5年4月1日
公益社団法人日本眼科医会

日本眼科医会では、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から令和5年2月8日に発出された事務連絡*1に従い、以下の「考え方」を呈示します。各眼科学校医の先生方におかれましては、これらの「考え方」を参考に、地区教育委員会、地区医師会ならびに担当学校とご協議、ご相談の上、眼科学校健診の実施の時期、実施方法についてあらためてご検討ください。

【文部科学省 令和5年2月8日発出の事務連絡について】

学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第13条第1項に基づく児童生徒等の健康診断の実施については、毎学年、6月30日までに実施することとされていますが（同法施行規則第5条）、令和5年度当初においても新型コロナウイルス感染症に関する従前の医療提供体制の継続が見込まれることから、下記のとおり取り扱うこととしますのでお知らせします。

なお、職員の健康診断については、毎学年定期に実施するようお願いします。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校（専修学校を含む。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、国公立大学法人、大学又は高等専門学校を設置する地方公共団体、文部科学大臣所轄学校法人、大学を設置する学校設置会社におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構本部事務局におかれては所管の学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所管の認定こども園及び域内の市区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省におかれては所管の専修学校に周知されるようお願いします。

1. 児童生徒等の定期の健康診断（学校保健安全法第13条第1項）の実施について

（1）令和4年度の健康診断について

略

（2）令和5年度の健康診断について

健康診断は、学校教育活動を行う上で、児童生徒等の健康状態を把握し、必要な措置を講

じるという重要な役割を果たしていることから、早期に実施することが求められている。一方で、新型コロナウイルス感染症患者の診療対応等により、健康診断のための学校医の日程の確保が困難になるなど、地域によっては健康診断の実施体制が整わない等の状況も想定される。これらを踏まえ、健康診断については、新型コロナウイルス感染症の影響により実施体制が整わない等、やむを得ない事由によって当該期日までに健康診断を実施することができない場合は、当該年度末日までの間に、可能な限りすみやかに実施すること。

2. その他の留意事項

健康診断について実施を延期する場合は、特に、日常的な健康観察や保護者との情報の共有等による児童生徒等の健康状態の把握に一層努め、健康上の問題があると認められる場合は、健康相談や保健指導等を実施し、適切に支援すること。

【眼科学校医としての考え方】

この事務連絡から、令和5年度の眼科学校健診については、未実施の場合、令和6年3月末日までに速やかに実施すること、となりました。

そこで、以下の3点について、日本眼科医会の「考え方」をお示しします。この「考え方」は「例」としてとらえていただき、各学校医の先生方による、新型コロナウイルス感染症流行時における眼科学校健診の在り方についてご参考になればと存じます。

① 例年通り健診を実施するか延期するか

すでに実施日時について、各学校と予定を組んでいる先生方もいらっしゃると思いますが、各自治体の新型コロナウイルス感染症の状況の差異によって、昨年度と同様に地域ごとに学校行事の施行・運用に差が生じるものと推察されます。また各地域により、児童生徒の感染者も増減することは、ご承知の通りです。これより、眼科学校健診の実施につきましては、地域ごとの状況を鑑み、基本的な感染管理など都道府県眼科医会の方針をご検討のうえ、地区教育委員会や学校関係者、また必要に応じて地区医師会と連絡をおとりいただき、実施時期についての調整等ご相談ください。

② 健診の行い方（例）

児童・生徒が、新型コロナウイルスの無症候性感染者であることも否定できないため、下記の「健診の行い方」（例）を呈示いたします。状況に応じて参考にしてください。基本は接触・飛沫感染予防と換気です*2。

[医師側]

- 1) メガネ(ゴーグル)+サージカルマスク+手袋をして接触する(手袋は児童・生徒ごとに交換)
- 2) メガネ(ゴーグル)+サージカルマスク+手袋はしておくが、「かゆみ」「眼脂」等の問診

と「球結膜の充血」の視診をして、必要に応じこれら症状・所見の該当者のみ接触する。（手袋は接触した児童・生徒のあとに直ちに交換）。

3) メガネ（ゴーグル）＋サージカルマスクで対応。接触した場合は、70%消毒用アルコールによる手指消毒または石鹸で手洗いできる環境が望ましい。

4) フェースシールドは、児童生徒等からの飛沫感染に対する防護に使用できる。

〔児童生徒側・学校側の準備〕

学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル(2023.4.1 Ver.9) *3を踏まえると、健康診断（マニュアル 53 ページ）（眼科学校健診を含む）の重点は、3密の回避を設定したうえで、咳エチケットと手洗いの徹底、部屋の適切な換気、密集を避けるため屋内の人数制限、会話・発声の慎みを指導となります。具体的には、感染リスクを低減させるための 3 条件（① 密閉空間にしないための換気の徹底、② 児童生徒等が手の届く距離に集まらないための身体的距離を確保する配慮、③ 近距離での会話や大声での発声できるだけ控える）を徹底させることと言えます。咳エチケットに関しては、文部科学省ならびに同マニュアルの根本的方針を見据えた場合、なにびとであっても主体性を考慮し、現場でのマスク着用の強制や指導、また健診当日のお願いは極めて困難と類推されます。その一方で、咳エチケットのなかで、ハンカチやティッシュは同マニュアルから見限り、活用は可能と思われます。ただし、マスクであってもハンカチ・ティッシュであっても、所属医師会と教育委員会、眼科学校医と担当学校間で事前協議・確認は必要でしょう。なお健診前の手洗いの徹底も従前通りとします。

また、健診を行う側にも感染リスクを低くするために、手指衛生としてアルコール消毒や手袋が必要となります。これに従って、以下の準備を、地区教育委員会ならびに学校関係者にご検討いただきたいところです。

1) 児童生徒等は口をしっかりと閉じることを指示。または事前協議・確認のうえ、ハンカチ等で口と鼻を覆うことも考慮する。マスクは、先述の通り事前協議を行ったうえで、使用が可能となる場合において、健診前に余裕を持って担当学校と連絡をとり、周知を依頼しておくことが望ましい。

2) 換気をよくする。できる限り、対面方向の窓あるいは扉を開放し、空気の通り道意を作る。児童生徒等は喋らせない。保健室等の健診する部屋には多人数をいれず、静かに廊下以待機させ、感染しやすい環境となる 3 要素を満たさないようにする。

3) フェースシールド、擦式アルコール消毒薬の準備ならびに手袋の準備（これらについて、診療所からの持ち出しは日常診療に支障をきたすため難しいこと、またこれらは、今回のような事態における各科共通の必要不可欠な物品であることも、地区教育委員会ならびに学校関係者にご理解いただき、学校側でご用意いただきたいところです）。また使用済み手袋は、自院に持ち帰れば感染性廃棄物となりえますのであらかじめご確認ください*4,5。

上記、〔医師側〕ならびに〔児童生徒側・学校側の準備〕の項目は「例」であって、これにとらわれることなく、接触・飛沫感染予防対策を十分に行い、『手洗いや咳エチケット、換

気といった基本的な感染症対策に加え、感染拡大リスクが高い『密閉、密集、密接そしてマスク越しでも大声での会話を徹底的に避ける、身体的距離を確保するといった感染症対策を徹底する』環境を整えることができれば、他の方法を行うことを否定するものではありません。

③留意点

- ◆健診を行うにあたっては、事前準備等種々の課題があるため、地区教育委員会や学校関係者と事前相談を十分に行うことが推奨されます。
 - ◆眼科学校健診に出務する眼科医を含む医療従事者は、健診までに新型コロナウイルスのワクチン接種の4回目以降を終えていることが理想です。医療従事者が接種を受けていても完全に感染を予防できるものでもありません。適切なPPEを着用して健診に臨んでいただくようお願いいたします。
 - ◆引き続き、通常のウイルス性結膜炎に類似した「結膜炎」が、新型コロナウイルス感染症患者で時にみられることがあります。主に呼吸器症状を呈する患者に発症するとされていることを考慮ください。
 - ◆医師側は不織布サージカルマスク（2重装着推奨）を使用し、必要に応じてN-95マスクの活用も考慮します。これに対して、児童生徒等は、目の前で、ハンカチ等で覆うことが叶わず、くしゃみや咳嗽をしたり、大声を出した場合、飛沫もしくはエアロゾルが拡散しやすい可能性もあり（フィルター機能が付加されたものはその限りではありません）、できる限りフェースシールドを使用したいところです。
- このように、飛沫等を浴びる状況になったときなど、先に述べたメガネやゴーグル装用により、眼への飛入を物理的に、ある程度さえぎれる可能性があることがあげられます。もちろん、メガネ、ゴーグルそしてフェースシールドのいずれも、リスクの低減は考えられるにしても確実に感染を防御できるものではないことはご承知おきください。
- なお、健診時に児童・生徒に新たにメガネ（ゴーグル）を装用させる必要はありません。
- ◆その他の留意事項として、眼科健診を延期せざるを得ない場合には、感染拡大や学校の臨時休業を視野に入れる必要があります。このように、一定の期間児童生徒がやむを得ず学校に登校できない場合などには、例えば同時双方向型のウェブ会議システムの活用による学習指導と学習把握を行うことなど、ICT環境を活用したりして指導することが重要と文部科学省はガイドラインで示しています。
- GIGA スクール構想導入から2年が経過しました。児童生徒1人一台の端末がオンライン学習を含めて日常化しています。端末使用による眼の健康への影響については、学校のみならず家庭においても今後留意すべき事項となりえます。学校健診を機会に養護教諭等に本会の資料等を用いて眼科学校医が眼の健康について説明するなどし、啓発を行うことは適切な健康支援につながるでしょう。

参照 URL

* 1 参照 URL : 学校保健安全法に基づく児童生徒等の健康診断の実施等に係る対応について 文部科学省 事務連絡 令和 5 年 2 月 8 日

https://www.mext.go.jp/content/20230209-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf

* 2 参照 URL : 新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html

* 3 参照 URL : 学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル (2023.4.1 Ver.9)

https://www.mext.go.jp/content/20230316-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf

* 4 参照 URL : 廃棄物処理における新型コロナウイルス感染症対策に関する Q & A.

http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/coronaqa/index.html

* 5 参照 URL ; 新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の適正処理等について (通知) 環境省 局長通知 令和 2 年 3 月 4 日

<http://www.env.go.jp/recycle/200304.pdf>